

令和2年 第8回総務経済常任委員会会議録

令和2年8月7日 議員控室

○事 件

町長報告事項

- (1) 八雲町町営住宅家賃滞納整理事務について（地域振興課）
- (2) 基金の運用について（会計課）
- (3) 八雲町まちづくり応援大使設置要綱の制定について（政策推進課）
- (4) 八雲町バイオマス利活用施設について（水産課）
- (5) 株式会社青年舎の令和元年度経営状況ならびに令和2年度事業計画について（農林課）
- (6) 八雲町育成牧場の指定管理手続きについて（農林課）
- (7) 林道維持補修事業について（農林課）

○事 件

- (1) 所管課報告事項の訂正について

○出席委員（6名）

委員長	三澤公雄君	副委員長	牧野仁君
	横田喜世志君		大久保建一君
	田中裕君		宮本雅晴君

○欠席委員（0名）

○出席委員外議員（3名）

議長	能登谷正人君		佐藤智子君
	赤井睦美君		

○出席説明員（13名）

地域振興課長	野口義人君	地域振興課長補佐	田中智貴君
建設水道係主査	森綱正君	会計課長	馬着修一君
政策推進課長	竹内友身君	政策推進課長補佐	上野誠君
政策調整係長	右門真治君	水産課長	伊藤修君
振興係長	藤原悟史君	農林課長	加藤貴久君
農林課参事	荻本正君	林業係長	永井将憲君
研修牧場係長	高嶋一登君		

○出席事務局職員

事務局長	井口貴光君	事務局次長	成田真介君
------	-------	-------	-------

[開会 午前10時04分]

◎ 開会・委員長挨拶

- 委員長（三澤公雄君） それでは、第8回総務経済常任委員会をはじめます。
委員長挨拶は割愛させていただきます。

【地域振興課職員入室】

◎ 所管課報告事項

- 委員長（三澤公雄君） 早速、報告に入ります。まず、八雲町町営住宅家賃滞納整理事務について、地域振興課からよろしくお願いたします。

- 地域振興課長（野口義人君） 委員長。地域振興課長。

- 委員長（三澤公雄君） 地域振興課長。

- 地域振興課長（野口義人君） それでは、今年1月に臨時会のほうで報告させていただきました、専決処分のその後の判決が出ておりますので、取り扱い要綱に従って、本日報告させていただきます。説明のほうは森主査のほうにさせますので、よろしくお願いたします。

- 建設水道係主査（森綱正君） 委員長。建設水道係主査。

- 委員長（三澤公雄君） 主査。

- 建設水道係主査（森綱正君） 地域振興課から、八雲町町営住宅家賃滞納整理事務、熊石地域についてご説明いたします。この度の報告は、町長の専決処分による訴えの提起について、昨年のですね、令和元年12月11日開催の総務経済常任委員会において事前報告させていただいた案件2件についてのその後の滞納整理の状況についてご報告させていただきます。

お手元の資料1のですね、1ページをご覧ください。資料にはですね、案件1、2ともに滞納整理の状況について専決処分の報告からですね、判決言い渡しまでを時系列で記載してございます。最初に案件1につきましては、①の報告のあとも反応がない状況から、②年明けすぐの令和2年1月6日に専決処分をしております。③の令和2年1月24日開催の令和2年第1回八雲町議会臨時会で、専決処分の報告をさせていただいております。その後ですね、八雲町で過去の実績を有しております、弁護士法人佐々木総合法律事務所とですね、契約を締結いたしまして、訴訟準備を進めました。それで④のですね、令和2年3月6日付けですね、建物明渡等請求訴訟の訴状をですね、訴訟代理人より函館地方裁判所に対し、提出をしております。次に⑤の当初第1回口頭弁論期日をですね、令和2年4月23日と決定してましたが、⑥この度の新型コロナウイルスの影響によりまして、令和2年4月17日に第1回口頭討論期日の取り消しの決定がなされております。その後ですね、⑦の令和2年6月9日にですね、第1回口頭弁論期日が令和2年7月7日と決定をいたしまして、⑧の第1回口頭弁論がありました。原告側、被告側双方出席をしております、口頭弁論の場では争うことはなく、即日ですね、口頭弁論は終結をしております。それで⑨の令和2年7月16日に判決言い渡しはなされております。当初の原告側の請求内容のとおり判決決定をして

おります。判決内容につきましては、建物の明け渡し、滞納額 125 万 4,860 円の支払い、実際の建物明け渡し済みに至るまで 1 か月 1 万 5,000 円の割合による賃金の支払を被告がするように判決が出ております。なおですね、被告側は判決の跡反応がない状況からですね、その後⑩の建物明け渡し執行の申し立ての準備に入りまして、令和 2 年 7 月 31 日にですね、建物明け渡し執行の申立書を訴訟代理人より函館地方裁判所に対し提出をしてございます。

次にですね、2 ページ目をご覧ください。案件 2 につきましては、①から⑦までの家庭はですね、先ほどの案件 1 と同様の過程を経てございますので、記載のとおりでございますので、説明のほうは省略させていただきます。次にですね、⑧でございますが、令和 2 年 6 月 12 日にですね、被告のほうから自主退去するという申し出が町のほうに対してございました。これを受けまして、⑨令和 2 年 7 月 6 日にですね、被告立ち合いの上、現地を確認いたしまして、明け渡しのほうが成立をしてございます。⑩令和 2 年 7 月 7 日に案件 1 と同様に、第 1 回口頭弁論がございました。この際も原告側被告側双方出席をしております、明け渡し請求に関する事項につきましては、口頭等によって取り下げをしております、口頭弁論の場では争うことはなく、即日口頭弁論は終結して⑪の令和 2 年 7 月 21 日に判決言い渡しとなされてございます。当初の原告側の請求内容のとおり、こちらも判決決定をしております。判決内容につきましては、滞納額 38 万 990 円の支払い、実際の建物を明け渡し済みに至りました令和 2 年 7 月 6 日まで、1 か月 2,300 円の割合による金額の支払を被告はするように判決が出てございます。なおですね、被告側は判決のあと分割で支払う考えはあるとのことでしたので、訴訟代理人よりですね、支払い方法について相談するように令和 2 年 7 月 31 日に被告側に対して通知文を送付してございます。

以上ですね、案件 1、2 の滞納整理の状況についての説明とさせていただきます。なおですね、今後も入居者が生活実態を考慮しながら、滞納整理対策を進めていくところではございますが、本提出案件 2 件のような、特に悪質な滞納者につきましてはですね、やむを得ず提訴していく考えでおります。それで令和 2 年度におきましても、現時点で 1 件の明け渡し請求訴訟提起を視野に滞納整理事務を進めておる状況でございますので、今後ともご理解をいただきたいと思っております。以上、説明といたしますので、よろしく願いいたします。
○委員長（三澤公雄君） 説明が終わりました。委員の皆さんからなにかご発言ありますか。なければ以上で。ありがとうございました。

【地域振興課職員退室】

【会計課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは次は基金の運用について、会計課から報告をお願いいたします。

○会計課長（馬着修一君） 委員長。会計課長。

○委員長（三澤公雄君） 会計課長。

○会計課長（馬着修一君） まず、基金の状況につきまして報告させていただきます。

基金及び、経理資金につきましては、4 月末の段階でざっくりとした金額でございますが、定期預金 1 年定期へ約 45 億円となっております。それから決済用預金口座、これは利息が

ゼロなんですけども全額保護される口座、これに43億円、そして経理資金、これも同じく決済用ということで利子につかない一般的な経理をこれで賄ってるところなんですけども、これが7億円の合計約95億円がございます。それから定期預金のうち、45億円のうち4億円が各金融機関からの起債等の借入、借金がある部分で、これと相殺されるということなのでいわゆるペイオフ内ということになります。ですから残りの41億円がペイオフ外という状況でございます。そのペイオフ外の41億円の預け先ですが、JA函館農協20億円、八雲町漁協へ10億円、落部漁協に10億円、ひやま漁協に1億円となります。利回りですが、農協が0.08%、それ以外の各漁協が0.02%でございます。また、昨年は決済用預金口座43億円から経理資金へ一時繰替え運用ということで25億円を運用するという状況でございました。

以前は、短期物の1年から2年の国債を購入していたこともありますが、近年は短期の国債の利回りが大変低いということで運用していなかったんですけども、10年以上であれば、ある程度の利息があるため、運用を図ろうとするもので、国債よりも北海道債のほうが若干であります。利息も良いため北海道債を考えています。それで北海道債は年に数回発行されてるんですけども9月に発行予定ということで、直近と言いますか、近くなると利息というのは出ないんですけども、10年債で0.1%から0.165%。それから20年債で0.20%から0.323%程度と考えてございます。また、利息も毎年変動しているんですけども少しずつ上がるのではないかなと思ってたんですけども、この度のコロナの関係で今後どうなるかわからない状態です。それから北海道債は、銀行や証券会社を通して購入することになりますけども、10年・20年の長期間になりますと、この間に銀行や証券会社が経営破綻することも考えられるわけですけども、経営と分離が保証されていますので経営が破綻しても八雲町が北海道債を購入したことには影響がない仕組みになっています。また、途中での解約も可能でございますが、これは八雲町の資金が不足して基金を取り崩さなければならぬ場合で、途中で解約して利率の高い北海道債に乗り換えるようなことはできません。また先ほど説明しましたように、今後利息がどのように変動するか見えないこともありまして、今回は10年債を1億円、20年債を1億円購入する予定でございます。

ちなみに補足なんですけども、2億円買った場合に年に30万から48万の利息が付くんですけども、これは毎年年に2回に分けて入ってくるというような資金になってございます。以上簡単ですけども私のほうからの説明とさせていただきます。

○委員長（三澤公雄君） 報告が終わりました。何かご質問ありませんか。以上です。

【会計課職員退室】

【政策推進課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは次は八雲町まちづくり応援大使設置要綱の制定について、政策推進課から報告をお願いします。

○政策推進課長（竹内友身君） 委員長。政策推進課長。

○委員長（三澤公雄君） 政策推進課長。

○政策推進課長（竹内友身君） 八雲町まちづくり応援大使の設置要綱ということで、今回ですね、八雲町を応援していただくというような制度を設けてですね、より幅の広い方々に

まちづくりに携わってもらって意見、それから協力支援というものを受けていきたいと考えております。それでは内容については、右門係長からご説明申し上げます。

○政策調整係長（右門真治君） 委員長。政策調整係長。

○委員長（三澤公雄君） 政策調整係長。

○政策調整係長（右門真治君） それではですね、私のほうから、八雲町まちづくり応援大使設置要綱の制定について説明させていただきます。

まず、まちづくり応援大使を設置する目的ですが、配置させていただいた要綱案第1条に記載のとおり、当町における持続可能なまちづくりを推進するためとして、具体的には第5条記載の内容を大使の任務とし、1、町の魅力を広く発信すること。2、町の要請に基づき各種事業への協力及び支援を行うこと。3、町の施策に対する助言や提言を行うこととしております。八雲町において類似する大使としては平成23年1月から設置要綱が施行されております、八雲町観光大使があり、観光大使の目的としては、八雲町の魅力を広く紹介し、観光振興をはじめとした、町の活性化に資すること、任務は町のPR活動や町の観光産業等への助言や提言となり、観光大使が観光を主としたPR活動を行うことに対して、この度のまちづくり応援大使は八雲町の総合計画に関わるまちづくり全体への助言や提言を行っていただくということで双方には違いがあります。

まちづくり応援大使の任期と報酬についてですが、任期は第3条に記載のとおり2年とし、報酬については支給しませんが、当町の要請により行う任務のため、旅行した場合は旅費を支給することと考えております。その他詳細は要綱案のとおりとなっておりますので、お目通し下さいますよう、お願いいたします。

以上、八雲町まちづくり応援大使設置要綱の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） 説明が終わりました。委員の皆様から何かご発言ありませんか。あの、観光大使の違いは分かったんだけど、あったしょなんか。みらいプロデュース。あれと仕事かぶるんじゃないのかなと思うんだけど、違うのかな。

○政策推進課長（竹内友身君） あの、まちづくり、今の応援大使ですけど、みらいプロデュースがですね、八雲と縁のある連携協定を結んでいたところを対象にして、大河原さんですとか居酒屋八雲さんですとか、上智大学それから徳川さんというメンバーでやっているんですけど、これは八雲と縁があって連携協定結んでいるところということで、中身的にはいろいろ助言いただくということは似たようなところがあるんですけど、今回のまちづくり応援大使はですね、もっと幅広く町内外問わずですね、いろんな方が大使になっていただけるようなかたちを取っておりまして、未来プロデュースもですね、実は来年度で終わる予定なんですけども、もしそういった方々もお声がけさせていただいて、こちらの制度に移行していただくような考えで進めようかなと思っています。

○委員長（三澤公雄君） それであればさ、観光大使と今現に観光大使の人にも同じような発信のことは頼んでいくと思われるので、肩書を変えるとこれまでの人と仕事は変わっちゃうイメージがあるからと言われるかもしれないんだけど、なんか新しく大使作るよりも、これまでの観光大使にもうちょっと違う毛色の人たちが加わっていくというやり方で十分可能んじゃないのかなと思うんだけど、まちづくり応援大使というものが新しく

できました。既存で観光大使というものもありますというと、既に決まった人達が、ん？と思ったりさ、逆にこっちにこれから求めるものに相応しい人がどんどん入っていくというほうでいいんじゃないのかなと思うんだけど、なんか僕はもう一つ作るということがちょっと説明これだけではピンとこない感じがするんですけども、皆さんの中ではどうですか。他の委員の皆さん。全然違和感ない。確かに観光とまちづくりは違うかもしれないけども、まちづくりの中に観光というものが入ってたから、観光よりも幅広くいくんだよと。そうするとこれまでの観光大使の人たちに、新しくまちづくり大使が決まればさ、まちづくり大使のほうにいろんな仕事が行って、これまで大事に縁を繋いできた観光大使の人たちが疎遠になっちゃうとか、いろんな依頼なんか町のほうからも少なくなるかたちで、逆に似たような仕事でポストを作ると、今まで一生懸命やられていたであろう人たちに失礼になるんじゃないのかなという懸念が、僕は思うんですけども、その辺検討されてましたか。

○政策推進課長（竹内友身君） 委員長。政策推進課長。

○委員長（三澤公雄君） 政策推進課長。

○政策推進課長（竹内友身君） やはりこの観光大使はですね、任命してるんですけども、一本化できないかなという思いは私もあります。それで将来的にこのまちづくり応援大使というものに一本化したいなと実は思ってるんです。ただ、今任命されてる方の任期というものが正直ないんですよ。観光大使には、ですので一回町から任命してるものをですね、町のほうからお声がけさせていただくというのがなかなか厳しいというのが実際にありまして、今こういったまちづくり応援大使のかたちができればですね、逆にこっちに一本化させていただいてもいいですかということで、観光大使にこっちに一本化したいなという思いはあるんですよ、正直なところ。

○委員長（三澤公雄君） それであれば僕はうまく表現できなかったけども、心配事はなくなっただね。

○政策推進課長（竹内友身君） そうですね。私もいろいろものがあつたときに、八雲町っていろんなものがあるよねって。できれば一本化したいんです。

○委員長（三澤公雄君） わかりました。僕は分かりました。皆さんどうですか。いいですか。わかりました。ありがとうございます。

【政策推進課職員退室】

【水産課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは次は、八雲町バイオマス利活用施設について、水産課から報告をお願いします。

○水産課長（伊藤 修君） 委員長。水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（伊藤 修君） それでは、八雲町バイオマス利活用施設のですね、堆肥化業務委託先の変更に関わる経過の説明をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

資料の1ページをご覧いただきたいと思います。時系列でこれまでの経緯について説明を申し上げたいと思います。まず、堆肥化の委託先である、ばんけいりサイクルセンターとバイオサイクル協同組合との協議経過でございます。最初は平成30年8月17日に事務局レベルですけれども、ばんけいりサイクルセンターからウロ受け入れ停止とウロ含有滞留物の処理を、太平洋セメント上磯工場での処理案が提案されました。その費用負担をバイオサイクル協同組合に求めるものであったため、この時点ではバイオサイクルとしては到底受けられる提案でないということで回答しております。ばんけいりサイクルセンターの説明ではですね、当初ウロ処理については副資材と混合し、あわせて漁業系廃棄物と混合した上、肥料取締法に基づくカドミ含有基準の5ppm以下として肥料製品としていたが、肥料化基準以下の製品とするためには、ウロと副資材の混合物を予定していた量より少なく使用せざるを得なかったため、結果ウロ含有、いわゆる滞留物が年々増加したと。今後ウロの受け入れがなくなれば、ウロ含有滞留物も増加しない、ウロ含有滞留物は八雲町バイオサイクル協同組合へ帰属するものと考えられるので、現存する滞留物の処理と処理に係る費用は、バイオサイクル協同組合が負担すべきと考えるという説明でありました。

これに対してバイオサイクル側は、プロポーザル時点でウロ処理については完全にできるとして現在まで契約を継続してきた。目標値もいわゆる予定数量ですが年3,000t処理とあるが、年度で若干の増減があるものの、ほとんど約6割程度より実績がない。ウロ処理が円滑にできないのは、委託先の堆肥化の手法、技術等に問題があるのではないかと、年々滞留してきたウロ含有滞留物は委託先が責任を持って処理するものと考えており、委託ごとに処理と費用負担を求めることは容認できるものではない。またウロの受け入れ停止はバイオサイクル協同組合の組織体制に大きな影響を及ぼすことから、到底提案を受け入れることができない。このようにですね、またこのような見解の下ですね、また平成30年10月30日に提案としてですね、ばんけいりサイクルセンターからウロ含有滞留物の処理を15年間の長期に時間をかけてですね、希釈しながら堆肥化処理すると提案が出されました。また再度ウロの新規受け入れ停止を求められました。ウロの受け入れ停止は先ほども言いましたように、バイオサイクル協同組合の組織体制に大きな影響も及ぼすことからこの時点でも提案を受け入れることができないということで会議をしております。これまで事務局レベルでの協議を重ねてきたんですけれども、双方主張が平行線をたどってきたと。こういうような状況にあります。

次にお聞きいただきたいと思います。運営委員会というのが年に数回開かれた中で、要は決定機関ですけれども、その中で時系列での今までの経緯を説明します。まず、平成31年3月28日、これは平成31年の当時、4月1日からの契約をどうするかという話の中でですね、ばんけいりサイクルセンターと契約は新年度においても継続するけれども、ウロ処理及びウロ含有滞留物の処理の具体的な案をばんけいりサイクルセンターに求めて、具体案が示されない場合は、途中でも契約解除する方針をメンバーで確認したということになります。また同時にウロ処理についてほかの処理方法がないか、ほかの、ウロを適切に処理する施設はないか、情報収集することを皆さんで確認をしたところであります。

次に令和元年6月18日ですが、これは運営委員会開催の当日の午前中に運営委員会メンバーでバイオマス利活用施設の現地視察を行いました。それで、ウロの含有滞留物とオーバ

ーサイズ場外滞留物の状況を確認したわけです。オーバーサイズというのは漁業系廃棄物と一緒に貝の大きいのが混ざってしまっていて、それは小さくしないと堆肥にならないものですから、どうしても大きい貝は外に滞留していくということでもあります。このオーバーサイズの場外滞留物は、有限会社日本農水がバイオサイクル協同組合から路盤改良材として使用する有価物として買い上げてもらう方向で、今後協議するということを決めております。また、ウロ含有堆肥物については、滞留物のカドミ濃度が高く、肥料取締法基準にするまでには、全量の15倍の副資材が必要であり、処理する方法を見つけても、それを一気に場外に出すということは処理費も運搬費も多額となることが課題であると。もう少しですね、処理方法の情報を収集することとしたものであります。

引き続き令和元年8月8日に開催した、運営委員会に置いてですが、事務局から事前に有限会社日本農水へ各々の処理方法について協議をしております。日本農水から示された各々の処理案を議題としております。まずオーバーサイズの場外滞留物につきましては先ほど説明したとおり有価物として売却し、路盤改良材として利用する方法が良いのではないかと話になりました。またウロ含有滞留物についてはウロ含有滞留物を、これも日本農水に引き受け、肥料法に則ったカドミ基準値まで希釈した後、自社系列の芝育成の肥料として使用する案としてはどうかと。あとウロ処理についてはこれも日本農水が粉末化し、小樽市の株式会社合同化成において海外仕向の肥料として販売する計画ということで、次の運営委員会に実際に日本農水社長に出席してもらって、法的な問題がないかも含めて具体的な説明を受けた後に方向性を判断することとしたものであります。

次に3ページ目をお開きいただきたいと思っております。令和元年12月10日開催の運営委員会でございます。日本農水社長より次の内容の処理案が示されました。まず、オーバーサイズ場外滞留物については先ほどご説明したとおりですね、路盤改良材として日本農産が有価物としてバイオサイクルから買ってですね、利用すると。あとウロ含有物については、肥料法に則ったカドミ基準値まで希釈した後、芝育成の肥料として使用すると。ウロ処理については先ほども言いましたけれども、餌料化としてですね、粉末化をし、合同化成に行ってくださいね、それを海外仕向のエビの餌料として販売する予定。それでウロ以外の処理については、漁業系廃棄物汚泥生ごみについては現行どおり堆肥化処理できると。現行の処理工程では発酵が滞りがちなので、強制発酵措置を設置して、契約できればそのように処理をしたいという案が示されました。この時点で概ね運営委員会では示された処理案については了承し、委託先の変更について舵を切ったということになります。ただし取引先に法的な問題がないか、今後も検討することとしております。ばんけいリサイクルセンターとの契約解除については、円滑にできるように弁護士に相談することとし、実際弁護士と相談をしております。堆肥化処理の委託先としては一連の取引もあるので、株式会社弘産工業とする方向を確認したところであります。

令和2年2月25日の理事会での要旨であります。委託契約書の規定に基づき、契約更改の是非を協議することとなってるため、ばんけいリサイクルセンターも同席してもらって協議しました。従来から運営委員会において、ばんけいリサイクルセンター側からの要求に応じられないことから契約の解除を前提として、あわせて各種滞留物の処理について協議をしたところであります。リサイクルセンターには、滞留物の処理を求めましたけれども拒

否されたということでもあります。バイオサイクル側としては円滑な契約解除を図るため、滞留物の処理は、バイオサイクル協同組合が引き受けて行うこととなったと。以上のようなことから令和2年3月31日をもって堆肥化委託業務をですね、ばんけいリサイクルセンターとの契約解除をし、令和2年4月1日より株式会社弘産工業と新たに業務委託契約を締結したものであります。以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長(三澤公雄君) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご発言ありませんか。

○委員(横田喜世志君) はい。

○委員長(三澤公雄君) 横田委員。

○委員(横田喜世志君) オーバーサイズの部分については、貝の山積みしてるところでいいのかな。それとその隣になんだろうな、半端に堆肥化したようなものが山積みになってるんだけど、それはどうなってるの。

○委員長(三澤公雄君) あそこってどこ。リサイクルセンター。旧のほう。今の建物の。

○委員(横田喜世志君) 旧はあくまでもばんけいのものだから。この話はバイオサイクルの話。

○水産課長(伊藤 修君) 委員長。

○委員長(三澤公雄君) 課長。

○水産課長(伊藤 修君) 説明いたします。オーバーサイズにつきましては、ここ2年くらいのへい死だとか、稚貝の発育不良だとかそういうかたちの中でですね、少しずつ増えてきたものでありまして、貝は8mm以下にならないと堆肥化できないものですから貝というのはどうしても除外物になってしまうと。そういった中で滞留して外に一時堆積ということでもあります。それとほかの滞留物というのは申し訳ないんですが。

○委員(横田喜世志君) 見に行ったんだよね。行ってないの。

○水産課長(伊藤 修君) おそらく場外に出してるのはですね、オーバーサイズの部分だと思います。

○委員(横田喜世志君) でもその今言ったオーバーサイズの貝。出してるのはオーバーサイズの貝だけじゃないの。

○水産課長(伊藤 修君) オーバーサイズの貝と認識しております。

○委員(横田喜世志君) 確認しな。

○水産課長(伊藤 修君) 分かりました。

○委員長(三澤公雄君) ほかに。オーバーサイズというのはなんか選別機かにかけて殻だけが出ちゃってるの。

○水産課長(伊藤 修君) ふるいにかけています。

○委員長(三澤公雄君) じゃあ貝の中身が入っていない。

○水産課長(伊藤 修君) ないです。全く白というか、雨降ったりするとちょっと黒くは見えますけれども。

○委員長(三澤公雄君) 3ページの四角の下から2番の後半に書いてる、円滑な契約解除を図るため、滞留物の処理は八雲町バイオサイクル協同組合が行うことになったといわれるこの滞留物はオーバーサイズのことじゃないでしょ。

○水産課長(伊藤 修君) これはウロ含有の堆積物です。

○委員長（三澤公雄君） でしょ。ウロでもう処理しきれなくてばんけいさんが余したやつ
のことでしょ。それは引き続きバイオサイクルで何とかするという。

○水産課長（伊藤 修君） そうです。希釈しながら日本農水さんのいわゆる芝畑のほうに
数年かけて利用するということでもあります。

○委員長（三澤公雄君） 希釈がその基準内に収まるとかというのはちゃんと証明をつ
けて日本農水さんに売るので。

○水産課長（伊藤 修君） そうです。そうなんです。

○委員長（三澤公雄君） そういうことだね。

○水産課長（伊藤 修君） いわゆる 5 ppm 以下の肥料法に則らないと肥料として出せない
ので。

○委員長（三澤公雄君） それはちゃんとデータとして残るのね。

○水産課長（伊藤 修君） データは残ります。

○委員長（三澤公雄君） あと、合同化成に海外仕向のエビの餌として販売する予定となっ
ておりますけれども、合同化成のほうはその 25 kg 梱包で日本農水から売られてくるものは
ウロだということは分かっているの。

○水産課長（伊藤 修君） 存じています。それと取引できるといういわゆる文書も来てお
ります。それを買上げる文書も合同化成のほうからは、日本農水に対してきています。

○委員長（三澤公雄君） 粉末化するコストとして日本農水のほうで負担するので、バイオ
サイクル協同組合が新たに出費になることにはならない。

○水産課長（伊藤 修君） なりません。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 3 ページの四角で囲ったところ、強制発酵装置を設置する。これ
ばっ気装置付いてたはずだけど、更にとということ？

○水産課長（伊藤 修君） 委員長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○水産課長（伊藤 修君） 堆肥化の手法としてですね、今までは繰り返し●●しながらい
ろいろ作ってきたんですけども、それにこの強制発酵装置というのは温風を当ててより細
かくするという方式です。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） それはどこが設置するの。

○水産課長（伊藤 修君） 委員長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○水産課長（伊藤 修君） これは弘産工業で設置して今後やっていくということになりま
す。

○委員長（三澤公雄君） 当初はね、ばんけいはそんなことしなくてもできるって行って建
物建てたんですよね。それは無理だって議会では指摘していたのに。

○水産課長（伊藤 修君） 補足ですけども、27年ごろまではこの量も少なくてですね、当時の担当者に聞くと当時の経営者と話したときには、ウロの含有物については責任もってばんけいさんがやるんだけれどもというお話にはなっていたようですけども、実際には●●。それで要は、ばんけいリサイクルセンターの親会社としてですね、ばんけいが●●今、金属買ったりする会社ご存じかと思えますけども、あそこを買われたわけです。それで役員も責任者も全面買われましてですね、それからちょっと言い分が違って来たというようなかたちもあります。

○委員長（三澤公雄君） まともに考えればできないことをできるって言って来たんだから、まともな人に経営が変わればできないというのが本当だと思う。それでねって言ったら変だけれども、今回こういうかたちで合意された、議会としてもちょっとこんな形になってることを知らなかったのだから今回報告をしてもらったんだけど、少なくともこの新しい体制になったものが順調に進むことを願って注目していきたいと思っているので、少なくとも1年くらいの経過報告は適切な時期にお願いしたいと思っているので。こちらから求めなくても。事件が起こってからこうでしたと言われても本当に困るのでね。

○水産課長（伊藤 修君） 委員長。水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（伊藤 修君） 毎年今年遅れましたけれども、4月に実績とかそういう部分も報告させていただいてますで、その中でですね、また経営状況だとかそういう部分についてご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（三澤公雄君） わかりました。ほかにありませんか。

○委員（田中 裕君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） この文書の中に弁護士って表現されてるんですけども、この案件についてはそういう方向で裁判沙汰でどうのこうのっていう案件でいくというふうなものなんでしょうか。

○水産課長（伊藤 修君） 委員長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○水産課長（伊藤 修君） 契約解除の中でトラブルが起きたら困るので、事前に相談して問題がないかどうかということを確認させてもらったと。ですから係争になるという前提ではなくて、契約解除が上手く、いわゆる条項に則った中で、この条項で取り交わしてるんですけども大丈夫でしょうかという確認を弁護士さんにしていただいたということです。いわゆるどちらかが裁判に打って出るとかそういうかたちではないです。円満に契約を解消するために問題がないかどうかということを確認していただくということになります。

○委員（田中 裕君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） 弁護士とかっていうふうな表現されてるからさ、将来この係争というんですか、訴えられたとか訴えたとかというふうな方向に行くのかなというふうにして私思ったものですからあえて言わせてもらったんですけども。それとあそこの施設作ると

きにも皆さん議論してやった経緯があるんですけどもね、こういう問題というのはすべて織り込み済みで契約されたと思うんだよね。最初。

○委員長（三澤公雄君） こうならないという前提で契約したと。

○委員（田中 裕君） そうそう。が、なぜ今の時期にこういう問題が噴出してきてるのかなと。既に織り込み済みの契約だと私は思っていたんですよね。それで今できません。できなかったら契約しなさいとかっていうけんか腰でね、やってる、運営してるというのは私はこれこういう話というのは両方ここに呼んで、その必要性はないけども、両方から話を聞かないと分からないと思うんですよ。我々はそういう機会は与えられていないから課長のほうから説明されてるんですけども、本当の初期にそういうもので走ってきてね、何年経ちましたあれ、今日まで。そして全くまた元のスタートラインに戻っていくようなね、やり方というのは私はあり得ないと思うんですよね。何故そういうふうになったんだろう。説明にはちゃんと書いてるんですけども、何故今そういう時期に問題が噴出してきているのかなと。私は合点いかないんですよね。今限られた時間より議論できないんですけれどもね。

○水産課長（伊藤 修君） 委員長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○水産課長（伊藤 修君） そういう滞留物があつた、出てきたということについては当然バイオサイクルも当初主張したとおりプロポーザルの時点では問題ないだろうということの中で長年進んできたと思います。そういった中でですね、折り合いがつかない、解決ができなかったというのは、当時の課長を含めてですね、私も含めてですね、町長が介入の度合いというか、もう少し一生懸命その●●については取り組むべきだったなと思ってますし、今後についてもですね、運営がうまくいくようにですね、努力してもらいたいなというふうに思っておりますので、ご理解をまた応援をしていただければなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員（田中 裕君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） この案件についてはね、町から離れたバイオサイクル協同組合が運営して、その委託先としてばんけいが営業してると。そうすると我々議会としてね、どこまで関知していけるのか、どこまで意見が言えるのかなと思うんですよね。この案件については我々言えないでしょ。運営はこの協同組合に任してるんだから。ただ私心配するのは、ばんけいというのはプロ中のプロですよ、この辺の技術に関しては。それで弘産というのは地元企業でしょ。この日本農水というのはどこの企業なんですか。

○委員（横田喜世志君） 地元。

○委員長（三澤公雄君） 弘産さんの別会社。

○委員（横田喜世志君） 兄弟。

○委員（田中 裕君） そしたらそれが上手くプロ中のプロが運営しててできない。全くこちらのほうは専門職ではない。これから将来運営していけるのかなと。そういう危機感を私は個人的には持ってるんですよね。大丈夫ですか。

○水産課長（伊藤 修君） 委員長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○水産課長（伊藤 修君） 当然、ご心配される部分もあるのかもしれませんが、いずれにしてもですね、今までの、特にウロ処理というかたちの中ではですね、全くばんけいさんができないという部分になったものですから、ある意味ですね、この会社にやっぱり頑張ってもらっていてですね、いわゆる協同組合としてもそちらに●●という部分もありますし、当然町の立場としてもですね、より強く注視して行ってですね、運営がスムーズに行くように協力していきたいなと思っております。なにか不都合な部分があれば当然議会にはご報告させていただきたいと思っています。

○委員（田中 裕君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） 議会に報告したいということなんですけども、我々は報告されてもどうしようもないんでないの。どこまで関知していけるんですか、この案件については。最終的にはこれだと思うんだ。ばんけいさんがいうには、これを何とかしてくれということなんでしょ。根底にあるのは。違うんだろうか。

○水産課長（伊藤 修君） ばんけいさんの考えは今はちょっと分からない。契約が切れるので。

○委員（田中 裕君） とにかく成功裡に終わるように慎重に運営して行ってほしいです。

○水産課長（伊藤 修君） 委員長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○水産課長（伊藤 修君） ご指摘もいただきましたし、ご心配もいただきましたので、本当に水産課としてもですね、●●案件ではないんですけども、なんとか現状の把握した中でやはり正常に戻す。きちっとやっていくというこういうようなことも含めて関係者とも協力してですね、これからバイオサイクル協同組合の皆さんとともにですね、いわゆる廃棄物等々の処理については、身をもってあたりたいこう思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（横田喜世志君） ちょっと。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 先ほどの強制発酵装置を弘産工業さんが設置する。でも、あその施設って町有ですよ。そこに会社の私物を設置するということになりますよね。それはOKなんだろうか。

○委員（田中 裕君） 契約書にその辺、謳われてるんでないの。

○委員（横田喜世志君） 例えばそれがバイオサイクル協同組合がさ、何か持ち込んでいいのかって。タイヤショベル1台買うのも予算付いてるんだよ。それで今回傷みがあるからあるから直そうってこの間出たんだよ。その辺どうなの。

○水産課長（伊藤 修君） 委員長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○水産課長（伊藤 修君） 堆肥化処理の手法としての機械ですので、いわゆる委託先の弘産としてはそれを設置したいということで、移動式のものですから、そんなに構造物を変えるとかというものではないので、いわゆる処理するための機械ということでご理解いただければと思います。

○委員長（三澤公雄君） 普通イメージする、強制的にエアを送るものというのは、床に溝を掘ってそこにパイプを埋めておいて下から入れるというのが一般的なんだけども、今回そういうことができていない施設だから。

○委員（横田喜世志君） できてる。ある。

○委員長（三澤公雄君） あるんだっけ。

○委員（横田喜世志君） あるんだけど、それじゃあ足りないということが。要は送風量が足りないだとかというパターン。設計の段階で。

○委員長（三澤公雄君） 今移動式といったからあと想像できるのは、退避した山にフォークみたいなのを差し込んでエアを送るというやつは知ってるから、そういうやつを入れるってこと。

○水産課長（伊藤 修君） 委員長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○水産課長（伊藤 修君） 大変すみません。そこまで設計図までは見ていないものですから、今の時点ではお答えできないんですけども、業者の説明では移動式のものでそのものにいわゆる温風を送って細粒化すると。そういう説明を受けています。

○委員長（三澤公雄君） じゃあ今の課長の認識では横田委員が言うように、新たに施設を改造するものではないから、町にその部分の施設の負担というものはない。

○水産課長（伊藤 修君） ないです。いわゆる堆肥化するための手法のための機械が委託先で準備しようとするものでありますので。そのように理解をしていただきたい。

○委員長（三澤公雄君） 分かりました。今そういう言葉をもらったから、僕らはそれを信じるしかない。だからその分の経過報告というのは少なくとも1年以内に。そしてもう一個僕質問していい？その合同化成さんがタイにエビの養殖で餌にって、ほかの産地もそれやってるの？八雲だけこの独特なウロの処理をしてるの？あとで養殖エビのカドミウム値が上がってるなんて追跡調査で、それが八雲のものだと、風評被害をバックフラッシュしてきて八雲の漁業産物に対しての被害ってことにならないのかなってところの懸念はちゃんと検討されてるんだよね。ほかの産地も同じようにやってるんだとか、要するにリサイクルセンターの中には漁協が主だと思うので、その辺は検討されてると思うんだけど、いわゆる議会としてはそういった風評被害みたいなのは戻ってきたりはしないのかなと思います。

○水産課長（伊藤 修君） 委員長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○水産課長（伊藤 修君） 風評被害まではすみません、想定は私どものほうではしていません。ですので、ご指摘があった部分についてはバイオサイクル協同組合のほうとも話をしながら、きちっとしたかたちにしたいというふうに思いますし、例としては長万部のほうも餌料として出してる事例があります。

○委員長（三澤公雄君） 事例があるということは全部がそうじゃないということ。長万部は。ほかの方法もやってるってこと。長万部も合同化成によって。

○水産課長（伊藤 修君） 会社は分かりません。ただ、海外向けの餌料に処理してると。

○委員長（三澤公雄君） 去年くらいかな。要するにごみをリサイクルとして称して受け取っていた会社が結局ただ右から左に東南アジアに売っていただけだということが分かって、いろんな法規制が生まれたんだけど、今回のウロがまだまだ表に出ていないだけで、新たにクローズアップされてき、なんだ、日本のいわゆる水産系のゴミが餌としていってんだということで、規制対象になるなんてことは、ちゃんとこれ公の事業なの。そういう認識でいいの僕らは。水産課としてそういう認識でいいのかな。大っぴらな事業なんですねこれ。

○水産課長（伊藤 修君） すみません。その部分まではちょっと。

○委員長（三澤公雄君） だってそうでしょ。5 ppm 以内じゃないと堆肥にできないといわれているものを、いずれ食品になるエビの養殖に行くということに対して、その懸念されていないっておかしいじゃんか。普通に考えればそこをクリアしていなければ。だからどうなのって。

○水産課長（伊藤 修君） すみません。そこまで認識が及べなかったことはお詫びしたいと思いますけれども。この合同化成という会社からはそういうものをきちっと買い取ってるとい認識しかなかったものですから、そういう問題も含めてバイオサイクルのほうにお話をしながら、当然法的にすべてにおいてそうですけれども、問題がないのかというのを検証したいと思います。

○委員長（三澤公雄君） 月に一回常任委員会があるからさ、次のときにはちゃんと報告してよ。要するに議会からはこの平成 17 年だかに建てる事業だったでしょ。そのときに 5 ppm 以下なら大丈夫だというけどそんなものは守れるのかということで質問していったものだから、今回もそういった部分にカドミウムを中心としたものに対しての餌として使用することが本当に大丈夫なのかというところは、そこちゃんとしておかないと同じこと繰り返すということですよ。そこを注意しようよ。

○水産課長（伊藤 修君） わかりました。

○委員長（三澤公雄君） 早急にそこはクリアできていますと。裏付け、ほかの産地もそうですよだとか、そういったものが餌にいった後でもエビには何ら蓄積がないだとか、そういう最終食品に対してのデータなんかもしちゃんと漁協が掴んでるのであれば僕らにも見せてほしいし。

○水産課長（伊藤 修君） わかりました。

○委員長（三澤公雄君） でないと同じこと繰り返すから。

○水産課長（伊藤 修君） 当然ご心配の部分だと思いますし、当然その部分を私が分かっていたいなかったというのはお詫び申し上げたいと思います。次の機会にご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） お願いします。ほかにはないですか。引き続き来月報告いただきます。どうもありがとうございます。

【水産課職員退室】

【農林課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは、農林課から順番はこれでいいのかな。この順番でいきますか。株式会社青年舎の令和元年度経営状況並びに令和2年度事業計画について報告をお願いいたします。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 委員長。研修牧場係長。

○委員長（三澤公雄君） 研修牧場係長。

○研修牧場係長（高嶋一登君） それでは地方自治法第243条の3第2項の規定により、事業の取り組み主体であります、株式会社青年より令和元年度の決算に関する報告を受けましたので、ご説明いたします。なお、9月の第3回定例会においても令和元年度の決算状況について上程する予定であります。

お手元の資料1ページをご覧ください。はじめに、本整備事業の概要であります。本事業は今後の八雲町の酪農家戸数の維持、もしくは減少ペースを緩やかにして八雲町の酪農を維持していくため酪農への新規就農の入り口としての研修機能と、生乳生産量の拡大を両立させ、自立した牧場経営を実現することにより八雲町における地域振興、農業振興を目指すことを目的に、株式会社青年舎が取り組み主体となり、国の畜産クラスター事業補助金と、町補助金により町内上八雲地区に研修牧場を整備するものであります。

計画では搾乳ロボット等の先端技術を導入した畜舎等を整備し、整備後は搾乳乳頭数590頭、年間生乳生産量6,500tを予定しております。

次に令和元年度株式会社青年舎事業報告であります。事業に係る令和元年度決算状況につきまして、1ページ中段に記載しております、貸借対照表をご覧ください。登記につきましては、設立未改良となっております。設未改良とは文字通り法人登記は行っているが、事業活動についてはまだ実施していないことを言います。したがって売り上げや経費を示す損益計算書は、今回の決算書にはないと報告を受けております。主な収入として資本金1,700万円、八雲町より研修牧場施設整備事業補助金として5,481万円あります。補助金は借入金として来期に収入として計上することになります。また、入金された資本金や補助金から設計料等の建設仮勘定や開業準備資金を支出しておりますが、こちらも牛舎完成後に減価償却費として経費に計上いたします。貯金残高につきましては流動資産の項目で記載しているとおり1,968万円となっております。

お手元の資料2ページをご覧ください。引き続き令和2年度事業計画をご説明いたします。令和2年度は、まだ本格稼働前となりますが、牧草等の生産活動を行う予定となっております。材料費として5,000万円、労務費1,000万円、土地、賃借料1,028万円、減価償却費を含めて7,472万円の支出を予定しています。また多額の補助金収入も予定しておりますが、そちらは圧縮記帳を行います。圧縮記帳とは国庫補助金などの補助金を受けて固定資産を取得した際にその購入価格から補助額を控除して購入価格とするものであります。そうすることにより受け取った補助金に対して、単年で課税されないようにするという記帳法であります。

以上簡単ではありますが、株式会社青年舎の令和元年度経営状況並びに、令和2年度事業計画についてのご説明とさせていただきます。

○委員長（三澤公雄君） 説明が終わりました。委員の皆様から何かご発言ありませんか。

○委員（田中 裕君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） 今の説明の中で9月の定例会に上程したいという。これは、どういうかたちで上程してくるのかな。ただこういうペーパーだけの説明でくるものなのか、あと附則の資料等も提示されてくるものなのか。

○農林課長（加藤貴久君） 委員長。農林課長。

○委員長（三澤公雄君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） まず上程につきましては9月の定例会です。それで報告議案として、案件として報告をさせていただきます、それで先ほどご説明いたしました、地方自治法 243 条の3第2項の規定で謳われている内容につきましては、決算状況と来期の計画なので、今回と同じようなペーパーとなります。必要に応じては本会議ということではないですけど、資料はもちろんございますので、それはご提示はできますが本会議としてはこの議案を予定しております。

○委員（田中 裕君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） そこで議案として上程されてくるんだから、報告か。だけど報告の質疑というのはあるんでしょ。そうするとこれ自治法の 243 条ってなんて謳われているのかな。ちょっとこの辺ね、さっき休憩前の話に戻っていくんだけど。

○委員長（三澤公雄君） なんもこっちは聞きたいこと聞いて、答えられるか、られないかで判断したほうがいいと。だけど僕はそれは例えば質問がかなり具体的でそこまで答えられないというものだったら、それはそれを受けて判断すればいいと僕は思っているから、こちらのほうで別に思ったことは言われたほうがいいかなと思うんですけども。

○委員（田中 裕君） そこで問題が起きてくるの、局長。さっきの話なんだけど。何故私今これ言うかというのとなると、やはり議員としてき、共有しないとイケないと思うんだ。それでここまで言わないでほしいとかさ、避けてほしいとかという議論を先ほどしたんだけど、この辺、議員同士で共有しないとさ、議会に上程されたらいろんな意見が出てくると思うんですよね。その辺統一しておいたほうが私はいいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。どういう取り扱いがいいのか。総務だけで理解しても文厚の人は分からない人もいるんだから。その辺ちょっと調整というより共有したほうがいいんじゃないのかなと思うんですよね。それで全く新しい案件でしょこれ。我々がバッジ付けてこういうふうなやり方というのは今までないようなことが今回案件として上がってくるものだから、きちっとその辺を整理しておかないと、うまくないんでないのかなということをあえて提案させていただきたいと思っておりますけども。

○議会事務局長（井口貴光君） いいですか。

○委員長（三澤公雄君） 事務局長。

○議会事務局長（井口貴光君） 今、田中委員のほうからお話がありましたけれども、今回しばらく土地開発公社以来のそういった経営状況の報告ということでもありますけれども、先ほど農林課長が言ったように議会での報告案件としての報告となります。当然質疑もありますので、その提示された書類に対しての質疑と、こういった扱いになります。

それとどういうふうに扱ったらいいのかということなんですが、基本的な考え方は町が出資しているということが基本的な部分でそれに対する経営状況の報告ですから、要は経営内容にまで議会が参画する質疑とならないということ気を付けたほうがよろしいのかなと。要は経営はあくまでも株式会社が経営していることですので、その結果として決算状況が報告されていますよということですので、それに対してここはこういうふうにしなさい、こういう経営の仕方しなさいとかというのはちょっと議会の調査権を超えてしまっているのかなということになるのかなと僕は判断してます。ですので、基本的には出資している以上は経営がちゃんとなされているかという部分の確認をして、仮にそれがなされていない場合は、八雲町として出資している以上はやはりその経営状況に対しては注視していく。要はチェック機能として果たしていくと。そういうスタンスで私はよろしいのかなというふうに理解しています。

ただ本会議場と委員会はこういった部分ではある程度柔軟に対応できていると思いますので、先ほども開会前にお話させてもらいましたけれども、そういう細かい部分をどうしても確認したい場合は、休憩を挟んでいただいて質問していただいて、あるいは町が知り得る情報であれば答えていただいて結構ですし、先ほど委員長が申したとおり、委員会の中で質問をぶつけて町が答えられなければそれはそれで仕方ないですねという取り扱いも僕はありだと思っていますので、そういったことをご理解をしていただければなと思っています。よろしいですか。

○委員（田中 裕君） 統一しておいたほうがいいんでないの。

○議会事務局長（井口貴光君） それで、今田中さんからそういう話もありましたので、全員協議会の中でもですね、今度は議会運営委員会で一般質問と質疑に関して、具体的な部分を示して資料をもう一度議論していただくかなと思っていますので、それが全協でもし報告することがあればですね、定例会の前に設定をするタイミングを見つけて、その説明の中の一つとして今のこの経営状況の質疑の部分もですね、説明をさせていただければ全議員さんに共有できるのかなと思っていますので、その部分もちょっと議会運営委員会のほうで事務局のほうから提案して議論をしていただくようにちょっと考えていきたいと思っています。

○委員（田中 裕君） 行政の皆さん、今私とやりとりしてるの、わかります？ どういうことを言わんとしてるのか。わかりますか？ わかったらいいんですけども。それとね、決算書だから私こういう決算書って見たことないの。今までね。決算書というのは売り上げが発生して、そして諸々の経費がどうのこうのというのが私どもは通常自分で営業している決算書の見方なんだけども、こういうふうにしてペーパーでこういうものをどんと出てこられても質疑何していいかわからないですよ。9月の定例会に上程するという根拠はなんなの。報告だったら別にいらんでないのかなと思うんですけども。何をあなたがたこのこういうペーパーを提出するというものは自治法の 243 条に謳われているからやりますよって言われるかもしれないですけども、何を言わんとしているのかちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○議会事務局長（井口貴光君） いいですか。私のほうから。

○委員（田中 裕君） どうぞ。

○議会事務局長（井口貴光君） 先ほどから申されてる自治法の243条の話なんです、八雲町が出資している1/4以上ですね、出資してる部分に関しては議会に経営状況を提出することが義務付けられてるんです。これは自治法で義務付けられています。ただ、報告までは義務付けられていないんです。要は書類提出だけで自治法上はいいんですけども、他の自治体の例をみますと議会に報告をされていると。こういったケースが大半であるということで、報告案件として議会では取り扱いをするということです。この辺渡島管内見ますと函館市あたりでもですね、報告案件として取り扱っていますので、それで報告案件ですからその議案をいいとか悪いとかという判断ではなくてあるいはその経営状況について報告を受けて、了知したと、そういった扱いになります。ただ質疑はあります。議会としてはそういうことで町からの報告を受けてそして質疑をして。それで必要があればこういった常任委員会で状況を更に確認するという部分も場合によってはあるということで考えていただければと思います。

○委員（田中 裕君） 報告案件の質疑というのはどういう質疑をされるんだろうか。このペーパーに売り上げがゼロの案件でどういう質疑が想定されるのかな。質疑できないしょ。

○委員長（三澤公雄君） だからぶっつけでやろうって。休憩しちゃっていいでしょ。

○議会事務局長（井口貴光君） 今日やったほうが良いと思います。

休憩

●委員長（三澤公雄君） うん。ここを前例で答えたもの答えられなかったものを全協に持ち込んでどんなもんだっだろうねってやったほうが良いと思うんだよね。休憩だよ。休憩だからやるよ。例えばこの2年3月31日現在で、支払手形として1,394万1,000円がありますが、これはどんなものに対しての支払手形ですかって聞けるよね。それで興味もあるよね。

●委員（田中 裕君） あるある。

●委員長（三澤公雄君） だからこんなのやりとりがあればいいでしょ。それで答えられるかどうかどうですか。

●研修牧場係長（高嶋一登君） 休憩ですか。

●委員長（三澤公雄君） 全然、全然。答えられるものは答えて。

●研修牧場係長（高嶋一登君） はい。

酪農経営に必要な飼料作物を確保する観点から、先行して農地を19.9ヘクタール取得しています。その費用が1,394万円となっております。

●委員長（三澤公雄君） ね。良い答えが返ってきたしょ。

●議会事務局長（井口貴光君） 問題ないです。

●委員長（三澤公雄君） あ、そうって。じゃあ未払金として695万円ありますよねって。これ同じように支払手形でも良かったのかなと思うんだけど、あえて未払であるものって何なんですかっていう質問もどうかなと思うんだけど。

●研修牧場係長（高嶋一登君） 設計会社に対して、実施設計委託費4,895万円の契約を締結していますけども、毎月600万円分割払いで支払ってきましたが、まだ牛舎の実施設計中

で、確認申請を北海道へ提出していないものがあります。すべての業務が完了していないため、業務が完了してからの支払とする約束があるというふうに会社からは聞いております。したがって最終支払額の695万円が未払金として残っている状況になります。

●委員長（三澤公雄君） みたいだね、僕は資本金1,700万のうちの相当分を町が出していると、このことは議会で本当に議論しながら決めてきたことだから、議会はやっぱり積極的に関心を持っていろいろを質問していいと思うのさ。それで答えられなかったものについて何故答えられなかったのか。じゃあ突っ込まないほうがいいのかっていうことだとか、そういうことは質問してみないとわからないと思うので、僕は積極的にあのときにこの青年舎という取り組みに関して非常に突っ込んだ議論をこの委員会もしくは全協の中でもしたわけだから、それから押し量って今回の決済についてあってもいいと思うんだよね。だからその事前に危ないものだからちょささないようにしましょうねというように受け取れるような注意喚起するよりも、僕は実質的に。

●議会事務局長（井口貴光君） そういう意味で僕言ったんじゃないんです。

●委員長（三澤公雄君） そういうふうに田中さんなんかそういうふうに受け止めたと思うんだよ。議事録に残ったら大変だとかなんだとか言われてるから。だから僕はあえてチャレンジしていったら土地を先行して買ってるのがあるんだだとか、設計で、そっかそういう動きだからこういう金額を支出させるんだよねって、質問したからわかるのであってね。どんどん質問するべきだと思うんだよね。

●議会事務局長（井口貴光君） 僕はこの間全協でも説明させてもらったんですけども、質疑は議案に対しての質疑ですから、要は出された議案の疑義があれば質疑すればいいんです。議案からかけ離れたことを質疑するというのはどうかという部分もそれは基本ですから、ですから今三澤委員長がこのことを質問しましたよね、議案から。ただそれは全然問題ないです。

●委員長（三澤公雄君） そういうことなんだよね。議案から疑問に思ったことだとかあれて思ったことは質問してもいいと思う。だけどその中でも経営に関わる部分で案外答えられない資料、役場としても知らないものがあるかもしれない。それはこっから僕らが想像することじゃなくて僕らは疑問に思ったことを質問しないとそれがわからないということでしょう。

●議会事務局長（井口貴光君） 要は、説明受けたことを議案に対する質疑だということを基本に質疑していただければ。全くこれに関係ないことはちょっと聞きたいんだけどということはないですよという考え方です。今のは三澤委員長のは全然問題ないと思って僕は聞いています。

●委員（田中 裕君） したら大した問題ないしょ。

●委員長（三澤公雄君） だから普通に質問して。

●議会事務局長（井口貴光君） これに基づいてほしいということです。

●委員長（三澤公雄君） 逆に、これはやばいということがわかるくらいの委員会のほうがいいと思うんですよ。ということ踏まえて田中委員どうぞ。

再開

○委員(田中 裕君) そしたらさ、このペーパーに応じてちょっと聞きたいんですけども、この2ページ目の中で支払利息 241 万 5 千円ありますよね。これは何に対しての支払利息が発生してるんだろうか。この低金利時代で 241 万の金利というのはかなり高い金利だと思うんですけど、我々どういうふうに押さえておけばいいんでしょうか。

○研修牧場係長(高嶋一登君) 委員長。研修牧場係長。

○委員長(三澤公雄君) 係長。

○研修牧場係長(高嶋一登君) 今の田中委員のご質問にお答えしたいと思います。

利息についてですけども、かなり項目がいっぱいあるのですべての項目を説明すると。

○委員長(三澤公雄君) 主なもの。

○研修牧場係長(高嶋一登君) 主なものをご説明いたしたいと思います。まずですね、牧場建設用地の取得費といたしまして、利息 100 万円、牧草地の購入代金として。

○委員長(三澤公雄君) 営業外費用の支払利息について聞いてるんだよ。購入費の原資は借入金なんですか。そこに関して支払利息は発生するということですか。

○研修牧場係長(高嶋一登君) 主なものだけご説明いたします。まず牧草建設用地の利息、また牧草地の購入の利息、あと運転資金の利息が主となっております。以上です。

○委員長(三澤公雄君) どうですか。田中委員。

○委員(田中 裕君) これ、何パーセント借入してるの。

○研修牧場係長(高嶋一登君) 借入ですか。

○委員長(三澤公雄君) 借入利率。今、主なものに対して答えたから、その主なものに対しての利息が支払利息が利率が分かればいいと思います。

○研修牧場係長(高嶋一登君) 委員長。研修牧場係長。

○委員長(三澤公雄君) 係長。

○研修牧場係長(高嶋一登君) 日本政策金融公庫から借入しているものがありまして、その利息が 0.2%です。

○委員(田中 裕君) 0.2%で 240 万も払うの。じゃあ、分母というのかな。

○研修牧場係長(高嶋一登君) また、運転資金については、ほかの金融機関から借りておりまして、それについては 1.1%となっております。

○委員(田中 裕君) この 241 万 5 千円の金額が税引き登記の純損失で同じ金額になってるんですけども、これは相対性があるのかな。関連性があるのかな。どういう分析しておけばいいのかな。

○委員長(三澤公雄君) 税引き後となるとどこの項目ですか。なるほど。わかりました。

○委員(田中 裕君) こういうのが細かい質問になるのか。

○議会事務局長(井口貴光君) いいんでないですか。

○委員長(三澤公雄君) いい。ここから読み取れるから大丈夫だと思います。

○議会事務局長(井口貴光君) ただ答えられるかどうか。そこまで報告受けてれば答えられると思いますけども。

○研修牧場係長(高嶋一登君) 委員長。研修牧場係長。

○委員長(三澤公雄君) 係長。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 委員の今のご質問に正確に答えられるか分かりませんが、損益計算書が期間の経営成績を表す決算書なので、損益計算書はその予測数値になります。左側には明細を。右側には合計金額を記載しております。すみません、雑ぱくではありますが、質問の答えになってるかどうか分かりませんが、以上です。

○委員（田中 裕君） これ 241 万円の金利って支払利息なんですけど、総金額ってどれくらいを想定しての 241 万円なの。総事業費どれくらいを想定して、そして 0.2 と 1.1 で借入れしてるんでしょ。だからその総体の金額ってどれくらいを想定して、その総体の金額はどのようなものが存在しているのかということ。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 委員長。研修牧場係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 今の田中委員のご質問にお答えいたします。総借入金額につきましては 17 億 1 千万を計画しております。

○委員（田中 裕君） 17 億。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 主なものとしたしましては、牧場建設用地取得費、運転資金またバイオガスプラントの建設費、乳牛の購入資金等を予定しております。以上です。

○委員（田中 裕君） この株式会社の先ほど委員長が言った支払手形についてね、どれくらいの支払日数になってるんですか。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 委員長。研修牧場係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 償還年数につきましては、7 年で 2 年据え置きの 5 年償還で利息につきましては 1.1%。

○委員（田中 裕君） そういうことじゃなくて、支払手形というのは我々民間で行けば、今日発行しますよね。そうすると 3 か月後 5 か月後 1 年後というふうな。

○委員長（三澤公雄君） さっきまでの質問とは違うということだよ。

○委員（田中 裕君） 違う。それをどれくらいのサイドで。

○委員（横田喜世志君） 1 ページの手形。

○委員（田中 裕君） サイドの期間さ。この青年舎が発行している支払手形のサイドどれくらいの期間なんですか。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 委員長。研修牧場係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 支払手形となっていますが、実際にはですね、支払手形じゃなくて、証書貸付になっています。ただ決算書上は支払手形の項目になっているということ。

○委員（田中 裕君） 証書貸付ってどういうこと。我々民間では支払手形ってこういうやつだね、3 か月後 1 千万払いますよって発行するものが支払手形という。

○委員長（三澤公雄君） さっき支払手形って質問したときに既に土地を 19.9 町買ったんだと。このことに関してだと思っただけで、それが証書貸付で土地を買っちゃうってこと。買えるの？

○委員（田中 裕君） 証書貸付は別勘定でくるんじゃない。

- 農林課長（加藤貴久君） すみません。農林課長。
- 委員長（三澤公雄君） 農林課長。
- 農林課長（加藤貴久君） すみません。まず、この支払手形という部分の項目表示についてはこういう決算が上がってきてるんですけども、いわゆる手形を切ってるわけではないという部分をご理解をいただきたいと思います。
- 委員（田中 裕君） そうなんだ。我々はこういうのを見れば手形切ってると思う。
- 農林課長（加藤貴久君） その辺は私どももちょっと理解が浅かったかもしれませんが、いわゆる手形ではありません、銀行融資というかたちで先ほど言った土地購入資金を借入れを起こしておりますので、その借入として先ほど言った、いわゆる銀行でいう貸付方法として今 1,300 万円ある融資を受けたということでここに上がってきてるというご理解をいただきたいと思います。
- 委員長（三澤公雄君） だからそういうものが、2ページの支払利息の積み重ねになってるということでしょう。
- 委員（田中 裕君） も含まれるんでしょう。支払手形でないんだ。これ違う勘定科目。
- 委員長（三澤公雄君） だからさっき答弁で17億を想定していますだとかっていうのは、それは全然この書類からは関係ないことだよな。
- 研修牧場係長（高嶋一登君） はい。すみません。
- 委員長（三澤公雄君） お互い慣れてないからさ。だけど、この書類の範囲でしか質問できないと思って工夫して質問していることを、忖度してさ、この書類以外のことで答えられると、その数字の質問の根拠は何なんだってこっちでまた調べなきゃならないので、あとで確認しようかなと思ったんだけども、そういうことだよな。違うこと答えちゃったよね。
- 農林課長（加藤貴久君） 農林課長。
- 委員長（三澤公雄君） 農林課長。
- 農林課長（加藤貴久君） すみません。予定損益計算書のほうの利息につきましては、今年度融資予定額と既に既存の融資を受けてる部分の支払予定利息でありまして、委員からご指摘のあった、これだけの多額の利息を払うということはどれだけの融資を受ける予定なんだということで17億を予定してるということでお答えさせていただきましたので、よろしく願いいたします。
- 委員長（三澤公雄君） 1ページの貸借対照表とセットの損益じゃなくって、2ページの損益計算書は要するに年度の括りも違うから、だからこれは今後発生するというか、もう既に発生している部分もあるんだけど、予定損益だから、だからついつい見比べるときに貸借対照表とセットの損益計算書だと誤解をされないようにしなきゃいけないということだよな。僕ら議員のほうは。
- 農林課長（加藤貴久君） 農林課長。
- 委員長（三澤公雄君） 農林課長。
- 農林課長（加藤貴久君） 冒頭、一番最初にさらっとだけ申し上げたんですけども、今ご説明申し上げている決済につきましては、令和元年度、昨年6月27日から会社が立ち上がりまして、決算年度が3月31日でございますので、いわゆる役場と同じ令和元年度の決算になります。それで令和元年度設立未開業で、なおかつ収益事業まだ開始しておりません

ので収入は借入金もしくは資本金しかございません。なので、損益計算書は今期作成されていないという部分でご理解をいただきたいと思います。

令和2年度計画につきましては、予定損益計算書の提示というかたちで今年度のお金の動きを見ています。ご説明させていただいてるとおり、令和2年度につきましてもまだ収益事業を開始する、いわゆる酪農としての搾乳を開始したりという収益事業をまだ施設建設中でありますので開始するわけではございませんが、令和3年度からの営業開始に向けて餌の製造等を行う予定であります。その中で既存参画農家さんにも餌の提供をしていかなければいけないという部分で、会社としては餌の販売というような収益事業も今期発生していく予定で、このような予定損益計算書になってるという部分で、大変分かりづらくて私どもも提示の仕方が慣れていなくて大変申し訳ないんですが、貸借対照表は元年度分、2年度分が予定損益計算書ということでご理解をお願いします。これは毎年自治法に基づいて毎年度決算後、議会に報告させていただくこととなりますが、来年度からは貸借対照表、損益計算書が対になったものをご提示することになるかと思えます。

○委員（田中 裕君） 売上げが発生したらね。

○委員長（三澤公雄君） 今、答弁聞いて改めて理解し直したんだけど、2ページ目の予定損益計算書の中に餌を販売する部分があるって今言ったしょ。要するに今年収穫した餌を上八雲の農家さん達に売るということだよ。でもその売上げはこの中には何も予定数量はあえて書いてないんだ。あえて書いてないんだよね。そういうこと。答弁でそうあったからさ。

○農林課長（加藤貴久君） 農林課長。

○委員長（三澤公雄君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） ただいま準備中でありまして、この計画にはまだ入って、ここには提示されていません。餌の部分は今そういう計画もしてるということでここには書いていないので、答弁としては適切でなかったかもしれません。

○委員長（三澤公雄君） じゃあここは試行錯誤の場だとしたらさ、予定損益計算書って作っちゃうのであれば今言った餌の販売見込みなんかも書くつもりなの。書いたほうがいいの。それとも今の課長答弁みたいに触れないほうがいいの。触れないって、書かないほうがという判断にしようか。どうしよう。会社がどうするかということか。

○農林課長（加藤貴久君） その辺私どももまだ方針が聞かされておられません。今餌は作ってる最中でございます。その餌を来年度に全部会社にもっていくかどうかという部分はまだ聞いておられません。

○委員長（三澤公雄君） いや、少し酪農がわかればわかるよね。それで今年だってもう今年の収穫物、青年舎の事業として今貯蔵ストップしてるけど、それは食べさせたわけでしょ。

○委員（横田喜世志君） その辺だから現存する農家がどういふのが必要なのかも定かじゃないんだよね。それでなおかつ作れる場所も例えば100%確保できてないから未知数だよ。ただ単に今回とりあえず自分で購入した部分、自前の青年舎での土地の中で収穫する分としてこのくらいの経費はかかりますよということだよ。それを売るかどうかというのはまた分かってないからというだけの話じゃないの。

だから●●何を使うかわかんないけど、基本的に外注さんに収穫してもらおう分としてこのくらいを見てるっていうだけだね。だから、これはたまたまこういう書き方でって損益計算書を作ってここに今のところ分かる分をただ入れたってだけだね。分からない分はこれから増えていく。だからこれはさ、来年の3月に出るやつ。3月って要はこっちの貸借対照表の部分と対になる。だから今こうやって全部言われても不確定だ。

○委員長（三澤公雄君） だったらさって言ったら変だけれども、ここは初めての場で総務常任委員会だからもしこれが全協とかだったら同じ資料を出さないで、予定と名前がつくような損益計算書は、だってこのことが入るでしょ入らないでしょって話になっちゃうから、付けないほうがいいんじゃないの。だってすごいごちゃごちゃだよ。今の餌の部分だって、だって現に牛がいるんだから、青年舎で収穫したものを食べさすでしょと。その理解どうなるのと入ってないじゃんということになるから。この予定損益計算書は。予定損益計算書でも出さなきゃいけないという事情だったら別だけど、そうじゃないと思うんだよね。だったら誤解を招く損益計算書なんかは添付しないほうがいいんじゃないの。課長どうなの。

○農林課長（加藤貴久君） 農林課長。

○委員長（三澤公雄君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 地方自治法上は決算と計画も出さなければいけないことになります。

○委員長（三澤公雄君） 決算と計画をでしょ。だから計画はイコール損益計算書じゃないんじゃないの。計画というものが分かるものであれば、例えば計画表だとか何か言葉にしたものでもいいんじゃないのかなと思うんだけど、こんな全部網羅していないような予定損益計算書というのは出されたほうが困るんじゃないのかなと思う。議員として。だって餌の販売とか入ってないじゃん。青年舎がご厚意として作ってくれたのかもしれないけども。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 委員長。研修牧場係長。

○委員長（三澤公雄君） 牧場係長。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 青年舎のほうで我々聞いているのはですね、今取る餌につきましては自分たちで収穫している部分もあったりして、今その餌をどうするか自分たちで収穫している分については自分たちで使うのか、それとも会社で買い取って使うのか、その辺まだ会社のほうとしては全部決まっていないというふうに聞いていたもので、それは決まってからじゃないとなんとも、牧草が1t当たりいくらになるのか、そういったものがわからないので、今現在この決算書には入れれないというふうに聞いていたものですから、そういった部分でこの予定損益計算書には入っていないのかなと。というか計算ができないと。今後その内容が決まってこないと計算ができないというふうに私も聞いていたところであります。

○委員長（三澤公雄君） だけど、計算しなきゃいけないしよってという議論も入っちゃうと思うので、そんなんなら載せないほうがいいんでないのって思うんだけど、自治法上で予定損益計算書も書けて言われてるの？違うしょ。違うならいらんじゃないのっていう質問をしたの、俺は。

○委員（横田喜世志君） 違ったかたちで計画書ってできるんじゃないの。

○委員長（三澤公雄君） そうそう、計画書。計画も載せなきゃいけないという自治法だったら、それは損益計算書じゃないほうがいいんじゃないのという質問さ。

○委員（横田喜世志君） だから農家だって毎年さ、来年に向けての計画書って提出してるわけだ農協に。それで金借りるんだけど。そういうやり方でいいんじゃないの。そうしないと分からない。これ中身ない状態で言われて今現在こうなんだろうけど、わかりませんという話じゃ論議にもならない。

○委員長（三澤公雄君） ならない。

○委員（横田喜世志君） だから例えば農家が普通にやってる来年に向けた計画書っていうような作り方すれば、これやるんだね、あれやるんだねってわかるじゃんか。こういう予定してるとかね。そういうのが分かるだけで計画はいいと思うけど。金目だけじゃないと思う、計画は。そこら辺はやっぱり行政と若干。堅く。

○委員長（三澤公雄君） だってあそこ外通っただけでね、餌の貯蔵の仕事の具合が分かるわけだ。バンカー今作ってる最中だけどまだ入れられないから既存のバンカーに入れたり。でもあれは自分たちでやってる仕事ですよって、自分たちでやってるのもあるなと思うけども、でも外注かけてやってる部分がどこまで自分たちの仕事なのかなとか。こんな損益計算書載せちゃうと逆にそこ質問ささっちゃう。外から見てる部分で知り得たことだけでもさ。それだったら言葉だとか計画表にして、今こういうふうにしてその4月この令和3年3月31日以降の4月の稼働に向けてこういう仕事を今やっていますよということが分かればいいんじゃないのかなと思うんだよね。

○委員（横田喜世志君） 2年度の計画だから。

○委員長（三澤公雄君） だから2年度の計画がさ、言葉であの仕事は何なんだと言ったときに言葉でこういう4月に牧場を動くためにこういう仕事を今やっていますよ。こういうストックをしていますよという言葉だとか計画表のほうがより、ああって納得できると思う。金額に落としちゃうとこれ入ってるの、入ってないの、何で入ってないのということになる。今この数字を見ただけで変だもん。だから繰り返すけど別な表現の仕方の2年4月1日から3年3月31日までの活動をまとめたほうがいいんじゃないの。予定されてることは。

○委員（田中 裕君） この会社、株式会社青年舎の決算月っていつ。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 3月。

○委員（田中 裕君） 3月31日でしょ。

○研修牧場係長（高嶋一登君） はい。

○委員（田中 裕君） そうして元年の6月27日に設立したんでしょ。元年の。そうすると3月だから5月末で税金を納めてるわけだ。納めなきゃない。それが今の時期に出てくるということも変だよ。3月31日でもう申告してるんだから。そして5月31日まで納税しなきゃないんだから。今8月だよ。それで今8月で来てて今報告しますよって言ったって本当に議論というのはそこで生じないんだわ。もう終わってるんだから、年度末で。民間だったらそうなんだよね。

○農林課長（加藤貴久君） 委員長。農林課長。

○委員長（三澤公雄君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） まず、最初のほうの予定損益計算書の取り扱いにつきましては計画書というかたちで再検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

あと、田中委員さんからのご質問の、まず、法人税、国税等の取り扱いですけれども、今期につきましては税務署との協議で設立未開業ということで非課税扱いになります。なので、法人税納期でいうと特例を除きまして2か月後ですから、5月末が国税納期になろうかということはお指摘のとおりと思いますが、今期につきまして税務署との協議の結果非課税で今季は納税義務はございません。決算としてもないというか。です。それで、決算株主総会等が執り行われた6月というふうに報告を受けてますので、その後の報告になったというふうに。来年度以降につきましては速やかな対応を会社には求めていきたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○委員（田中 裕君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） これ事業税、法人税、事業税発生していない。これは税務署との協議でそうなってるの。消費税の取り扱いはどうなってるの。消費税は事業税に関係なくこれは預り金としての、それは税務署とは話し合いにならないと思う。だからこういうことを議論しなければならないんだよな。消費税発生していないの。

○農林課長（加藤貴久君） 委員長。農林課長。

○委員長（三澤公雄君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 青年舎は去年の設立でありますから、前前年度の売り上げ1,000万円という規定があったと。設立当初は消費税の納付義務はまだ発生しないと思ひます。

○委員長（三澤公雄君） 活動がないからね。

○委員（田中 裕君） それでもここに法人事業税、決算の資料を見れば20万6千円あるでしょ。事業税として。2ページ目の。

○委員長（三澤公雄君） だから2ページ目のやり方はもうしないというふうに答弁もらったから。

○委員（田中 裕君） そうじゃなくてあとの。

○農林課長（加藤貴久君） 委員長。農林課長。

○委員長（三澤公雄君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） あと令和2年度につきましては、活動がある予定なので事業税も発生する見込みという、ここに書かれてる。

○委員（田中 裕君） だから消費税は関係ないということでもいいのかな。すべて消費税入ってない。

○委員長（三澤公雄君） 発生するよね。発生するけど。

○委員（田中 裕君） 消費税の猶予は認められないはず。事業税の猶予は認められる。

○農林課長（加藤貴久君） 委員長。農林課長。

○委員長（三澤公雄君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） なので、ここに書かきってるのは消費税相当額を見込んでいると解釈してました。それで設立未開業の扱いにつきましては、令和2年度の部分は営業行為が起きるか起きないかはまだ決算していないので、税務署と協議していませんけども、適

切に税務署の指導のもとに申告はしていきたいと思っていますけども、最初の予定として損益計算書、これは別の計画書に直しますというお話をしましたが、ここに提示させていただいた、ここに20万なにかというの、そういうお金だというふうに解釈していただければ。消費税相当額もしくはという部分で、租税公課だという部分でお願いいたします。

○委員（田中 裕君） 消費税はまったく別だよ。住民税と。だからそういう取り扱いして。まあいいや。やめよ。

○委員長（三澤公雄君） だからこれ不備なのさ。そういう意味も含めてこれは不備なので、この様式じゃないほうが適当だということは伝えたし、そうしますって答弁をもらったので。

○委員（田中 裕君） したら9月の定例会に間に合わないしょ。

○委員長（三澤公雄君） 間に合うよね。だって自治法上でも計画は分かるようにしなきゃいけないというものだから、それに適切なのは予定損益計算書じゃなくて、計画書の方式のほうがいいよと我々は伝えたわけだから。それでそうしますという答弁をもらったので、答えられないような表を付けてもらっても困るので。

○委員（田中 裕君） だけど民間の場合は予算書というのはそんなに重視されてないんだよね。あくまでも民間は決算書。行政は予算書、決算書という流れけども、だから予算書というのは必要ないんだわ。この株式会社青年舎においては。決算書で議論しなければならない。だから予算書なんて必要ない。

○委員長（三澤公雄君） だから推し量ると青年舎も役場に合わせて、じゃあ予算書めいたものを作らなきゃいけないなということは、この2ページだったんだよね。でもいらぬ混乱を招くからこういうものじゃないほうがいいよと。

○委員（田中 裕君） 民間は予算の議論というのはなされないんだよね。あくまでも決算書。でも行政はそうでない。予算書あって決算書で議論してきたけれども、ここが違うと思うんだよね。

○委員（横田喜世志君） 農協方式なんだろうね。要は農家が来年のために何かするために金がないから農協の組勘というものを使うために、計画書を作るわけだから。その感覚の計画書でいいと思うんだよね。

○委員（田中 裕君） だけどこれあくまでも個人だから、株式会社だから。

○委員（横田喜世志君） 株式会社だけど計画書という分かりやすいものというのは農家感覚でいいんじゃないのかなって。

○委員長（三澤公雄君） いわゆる自治法上でつくらなきゃいけないということも我々こういった議会に報告するためのものだと思うんだよ。自治法上って作ってるものはさ。だから今横田委員が言うみたいに、その予算めいたものは民間に馴染まないって田中委員の指摘もあるわけだから、それであれば農家が農協と売り上げ見込みを作ってやっている組勘の計画書という方式があるので、それに準じたやり方で計画書というものを出してもらったほうが、我々議員に対しての説明も今よりもずっといいんじゃないのかなということを委員会としてご指摘いたします。

ほかに、当委員会として9月定例会に出される資料として、より相応しいものを作ってもらうための質疑にしたいと思っておりますけれども、ほかにありませんか。大体出たかな。では、青年舎に関してはこんな感じです。

それでは次の案件に移りましょう。次は八雲町育成牧場の指定管理手続きについて報告をお願いします。

○農林課参事（荻本 正君） 委員長。農林課参事。

○委員長（三澤公雄君） 農林課参事。

○農林課参事（荻本 正君） それでは3ページをお開きください。八雲町育成牧場の指定管理手続きについてでございますが、現在町のホームページに載せて募集中でございますが、総務経済常任委員会には3月9日に説明したところですが、その後ですね、例年4月に運営協議会を開催し、類似事項などを決定し、すぐに募集する予定でしたが、コロナの影響で育成牧場の運営委員会の開催が7月15日にずれ込み、そこで明示事項等を決定して、指定管理団体の公募の開始につきましては8月3日となっております。それで募集は8月3日から8月31日までホームページで募集しておりまして、今日その募集していることを総務経済常任委員会に説明をさせていただいております。

今後ですが、9月に指定管理団体の選考を行い、選定結果を通知し、また間に合えば9月の総務経済常任委員会のほうへ説明させていただきたいと思っております。そして12月の定例会において指定管理者の指定と告示を行い、令和3年4月に協定を締結し、指定管理へというふうに思っております。指定管理期間は、令和3年4月より、令和8年の3月までの5年間を予定しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（三澤公雄君） 委員のほうから今説明がありましたけれども、4ページ5ページにあたって詳細な文章もありますけれども、そこも含めて何か質疑ありませんか。

○委員（田中 裕君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） 募集が8月31日までだから9月の定例会には間に合うな。募集の結果ね。それは報告があるということでいいんでしょ。

○農林課参事（荻本 正君） 委員長。農林課参事。

○委員長（三澤公雄君） 農林課参事。

○農林課参事（荻本 正君） 順調にいけば間に合うようにと言うつもりで動いておりますが、募集の状況ですとか選考の結果次第では定例会の頃に、もしかしたらちょっと間に合わないということも想定されるのかなと危惧しているということでございます。

○委員長（三澤公雄君） 要するに複数入って、なかなか選考が難航しているといったら簡単に報告にならないけども、そういった要するに複数ありましたよということは報告できるということですね。

○委員（田中 裕君） わかったよ。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。なければ、この件に関しては了解いたしました。もう一つ林道維持補修事業について農林課をお願いします。

○林業係長（永井将憲君） 委員長。林業係長。

○委員長（三澤公雄君） 林業係長。

○林業係長（永井将憲君） 林業維持補修事業につきまして報告させていただきます。資料は8ページとなります。

はじめに資料の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、現在の形態によりまして、各業種で影響を受けておりますけれども、林業木材産業におきましても国内市場のみならず、輸出部門におきましても大きな影響が出ております。とくに梱包材や建築用材も主な製品としております、町内の製材工場におきましては大幅な受注減となっております。またこれに伴いまして製材工場への原木供給が制限されましたことによりまして、伐採の作業につきましても停滞しておりまして、伐採跡地に造林を行う林業事業体におきましても事業量の減少や原木在庫の増加により経営が圧迫されているほか、滞留してます原木をそのままにしておきますと、品質が劣化し需要回復時に使用できなくなることが課題となっております。このような状況から町が管理します林道や町有林作業道7の補修事業を通じて、八雲産材の消費拡大と事業量の減少により経営が圧迫されている林業事業体を支援するためにこの事業を計画いたしました。

事業の内容でございますが、町が管理します林道及び町有林作業道ののり面の補修工事で丸太柵工を計画しております。路線数につきましては7路線8か所、工事総延長は113m、丸太の使用料は八雲産の丸太665本を計画してございます。事業費につきましては462万6千円で工事請負費であります。対象とする事業体につきましては、町内に事業所または営業所を有し、北海道林業事業体登録または八雲町森林整備業務の指名競争入札参加資格を有する林業事業体で、八雲町感染症拡大防止対策林業活動応援金の支給決定を受けた林業事業体7事業体を対象としております。

コロナの関係で受注減等が起こっているということで、これまでの間に新幹線の工事ですとか、そういった部分で地元の木材を消費していただきたいということで働きかけをしておりますけれども、こちらのほうは継続して行ってまいりますけれども、町の施設においてもこういったかたちで木材の消費事業ということで計画しておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○委員長（三澤公雄君） 報告が終わりました。皆さんからなにかありませんか。結局これはコロナ対策で材料も買うし、事業も発注するよということなわけ。

○林業係長（永井将憲君） 委員長。林業係長。

○委員長（三澤公雄君） 林業係長。

○林業係長（永井将憲君） 材料につきましては、八雲で今滞留している原木を使うということと、あと工事の実施につきましては町内の林業事業体ということで考えております。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） のり面補修工事で、丸太柵工ってどんなやつ。

○林業係長（永井将憲君） 委員長。林業係長。

○委員長（三澤公雄君） 林業係長。

○林業係長（永井将憲君） のり面道路の崩壊している部分に対して、丸太を、杭を垂直方向に打ちまして、さらに横方向にも丸太を入れて土留めをするというような、簡単に言いますと、そういった工事です。

- 委員（横田喜世志君） それは上下両方ありえるってこと。
- 林業係長（永井将憲君） 主に道路の下側ですね。
- 委員長（三澤公雄君） よく畑の横の作業道路なんか横に沢水が流れてるところなんかでそういうのを新しく工事見るけど。そういうことだよ。縦に杭を打ってそして横に木這わせて番線で巻いてみたい。わかりました。ほかになれば。どうもありがとうございました。

【農林課職員退室】

◎ その他

- 委員長（三澤公雄君） ちょっとその他で一件ありまして、事務局のほうからお願いいたします。
- 議会事務局次長（成田真介君） 委員長、事務局次長。
- 委員長（三澤公雄君） 次長。
- 議会事務局次長（成田真介君） その他の所管課報告事項の訂正とありますが、令和2年7月9日開催の総務経済常任委員会での総務課からの報告事項、旧学校給食センターの貸付についての資料について、委員会終了後に総務課のほうから訂正箇所がある旨の申し出がありました。このことについて正副委員長と協議をした結果、本日の次第の中に項目として載せて委員の皆様にお知らせするというかたちをとりました。
別紙の正誤表となりますが、旧学校給食センターの貸し付けについての資料、(5)貸付日程、一行目のホームページのところの月日、7月31日を8月1日と訂正するものであります。資料の中には同様の訂正箇所が二つあったんですが、委員会の中で一つは訂正していたんですが、今回報告する箇所については訂正を失念していたということでございます。
以上、総務課からの訂正の申し出の内容となりますので、よろしく申し上げます。
- 委員長（三澤公雄君） いいですね。それでは第8回総務経済常任委員会をこれで終わります。

[閉会 午後 0時17分]